報告第１４号

議会の委任による専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

専決第６号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和８年１０月８日

小浜市長　　杉　本　和　範

１　事 故 の 概 要　　令和８年５月１２日午前１０時頃、市道府中阿納尻線を阿納尻方向へ向けて走行中、道路左脇からの倒木に接触して、相手方が荷台に積載していた顧客コンバインの側面カバーが損傷した。

２　損害賠償の相手方　　住所
氏名

３　損害賠償の額　　金２２，７６３円